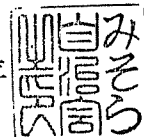


みそら自一28-003  
平成28年9月30日

四街道市長  
佐渡 斉 様

みそら自治会  
会長 青柳 象平



平成28年8月26日付 廃 第 49号の依頼に対する回答

1 項目について

自治会は平成28年7月19日付文書（みそら自一28-002）において「協定書作成に向けての要求」を出しています。この要求に対して、市は具体的な回答をしていません。また、交渉会においても、佐渡市長は自治会の外的要因に関する主張を理解しつつも自分の考えは変わらないと述べ、回答は明確になっていません。同様に撤去についても明確な回答が得られていない状況です。

2 項目について

確認書に書かれている補償は市が期限を守らなかった結果に対するものであって、自治会が被った損害に対するものでないことは明らかです。自治会は要求の通り、市が金額を示すようお願いしています。

今回、市が当該文書を出す経緯は書かれていますが、次の交渉会が決まらない中で回答期限を設ける根拠が理解できません。

しかしながら、市が自治会の要求に対して、市の置かれている立場を理解せず真摯に回答しない状況を鑑み、自治会は新しい協定を提示します。

但し、自治会は新しい協定案を承認してもらうための機関決定が必要であることから、提出時期は後になりますことをご理解下さい。

